

## 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する開示基準の見直しについて

2023年12月14日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）では、スタートアップのための資金供給の強化等に向けた環境整備が求められています。また、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」（令和5年12月12日公表）では、上場ベンチャーファンドの情報開示の内容や頻度について検討が行われていくことが重要であることが示されました。こうした議論を踏まえ、当取引所では、投資者保護に留意しつつ、スタートアップへの資金供給の強化に向けて、上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する開示基準について、所要の見直しを行うこととします。

### II 制度概要

項 目	内 容	備 考
1. 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の開示 ・投資先の未公開企業の概要等及び1口当たり純資産額	・上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といいます。）は、運用資産等に関する次の事項を、3か月に1回以上開示しなければならないものとしします。 ① 当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額 ② 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄 ③ 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者の概要	※ 現在は、上場ベンチャーファンド発行者等は、左記①の事項を週1回、左記②から⑤までの事項を月1回開示する必要がありますが、運用資産等に関する情報開示の頻度等が過度な負担とならないよう見直しを行うものです。なお、運用資産等に係る資産の譲渡又は取得等を決定した場合や未公開株等が金融商品取引所に上場されることとなった場合、未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」といいます。）につき破産手続開始の申立てが行われた場合等において、運用資産等の状況を適時に投資者が把握できるよう、上場ベ

項 目	内 容	備 考
	<p>④ 直近の運用状況及び短期的な運用方針</p> <p>⑤ 上場後 5 年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針</p> <p>・ 上場後 6 か月以内に上場審査の形式要件の 1 つである運用資産等の比率を満たすことが見込まれる場合により上場するときには本運用資産等の比率を満たすまで又は運用資産等の比率を満たさず猶予期間入りした場合における猶予期間内は、上記②から⑤までの事項を、月 1 回以上開示しなければならないものとしします。</p>	<p>ンチャーファンド発行者等は、直ちにその内容を開示する必要のあることに変更はありません。また、上述した場合以外でも、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものについて、上場ベンチャーファンド発行者等は、直ちにその内容を開示する必要があります。</p> <p>・ 現在は、未公開企業の概要において、未公開企業の直前期及び直前々期に係る売上高や経常利益、当期純利益、配当総額、総資産の額、総負債の額、純資産の額を記載することとなっています。一方で、多くの未公開企業の売上高や経常利益、当期純利益、配当総額は、一般的に公表されていないことを踏まえ、その理由を注記することを前提に、これらの額を記載しないことができることとします。なお、運用資産等の状況を適時に投資者が把握できるよう、総資産の額や総負債の額、純資産の額を記載する必要のあることに変更はありません。</p> <p>※ 未公開株等に関する組入計画の進捗状況等を周知する観点から、月 1 回以上の開示を求めます。</p>
2. その他	<p>・ その他所要の改正を行います。</p>	

### Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2024年3月を目途に実施します。

以 上